資料２－３－３
令和８年３月３０日風力部会資料

（仮称）球磨村風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和７年９月

のぞみエナジー株式会社

球磨風力発電合同会社

目次

第１章　環境影響評価準備書の公告及び縦覧 1
　１．環境影響評価準備書の公告及び縦覧 1
　　(1) 公告の日 1
　　(2) 公告の方法 1
　　(3) 縦覧場所 2
　　(4) 縦覧期間 2
　　(5) 縦覧者数 2
　２．環境影響評価準備書についての説明会 3
　３．環境影響評価準備書についての意見の把握 4
　　(1) 意見書の提出期間 4
　　(2) 意見書の提出方法 4
　　(3) 意見書の提出状況 4
第２章　環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解　5

第１章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

１．環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して33日間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和7年7月24日（木）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和7年7月24日（木）付の以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した（別紙1参照)。

・熊本日日新聞

② 地方公共団体の公報及び広報誌によるお知らせ

以下の地方公共団体の公報及び広報誌に「お知らせ」を掲載した。

・熊本県公報（令和7年7月22日発行：別紙2参照）

・広報くまむら（令和7年7月25日発行：別紙3参照）

③ 新聞折込チラシによるお知らせ

熊本県球磨郡球磨村及び葦北郡芦北町において、令和7年7月24日（木）付の以下の日刊新聞紙に折込チラシによるお知らせを実施した（別紙4参照)。

・熊本日日新聞

・読売新聞

④ インターネットによるお知らせ

以下のURLに「お知らせ」を掲載した。

・のぞみエナジー株式会社　ホームページ（別紙5参照）

https://nozomi-energy.com/news/20250724/

また、以下のウェブサイトに情報が掲載された。

・熊本県のウェブサイト（別紙6参照）

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎３か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による縦覧を実施した。

①　関係自治体庁舎での縦覧

・熊本県庁　行政棟本館１階 情報プラザ（住所：熊本県熊本市中央区水前寺 6-18-1）

・球磨村役場　２階ロビー（住所：熊本県球磨郡球磨村大字渡丙 1730）

・芦北町役場　本庁舎（住所：熊本県葦北郡芦北町大字芦北 2015）

②　インターネットの利用による縦覧

・のぞみエナジー株式会社　ホームページ（別紙５参照）

https://nozomi-energy.com/news/20250724/

(4) 縦覧期間

令和７年７月 24 日（木）から令和７年８月 25 日（月）までとした。

上記期間の縦覧可能な日時について、縦覧場所は各施設の開庁日及び開庁時間とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は０名であった。

２．環境影響評価準備書についての説明会

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

・開催日時：令和 7 年 8 月 8 日（金）18 時 00 分から
・開催場所：大野地区構造改善センター（熊本県芦北郡大野 51 番地 1）
・来場者数：26 名

・開催日時：令和 7 年 8 月 9 日（土）10 時 00 分から
・開催場所：石の交流館やまなみ（熊本県球磨郡球磨村一勝地乙 22 番地 4）
・来場者数：12 名

３．環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた（別紙 7 参照)。

(1) 意見書の提出期間

令和 7 年 7 月 24 日（木）から令和 7 年 9 月 8 日（月）までの間とした。

（郵送の受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函

② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

2 名の方から 2 通の意見書（郵送）が提出され、意見の総数は 8 件であった。

第２章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 18 条第 1 項の規定に基づき、準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は表 2-1 のとおりである。なお、意見の概要については原文のまま記載している。

表 2-1(1)　環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	①準備書 701page 風速別のコウモリ観測数が出ていますが、カットイン風速を 5～6m/sec に上げるとコウモリ飛行数が減少します。カットイン風速を上げてコウモリとのバードストライクを減少させることを提案します。	現時点では、準備書に記載したとおり、バットストライクの低減策として、カットイン風速未満ではフェザリング状態（ブレード角度について風を受けないように調整して回転を抑制）とすることとしております。事後調査では、コウモリ類を対象とした調査を実施し、著しい影響が明らかとなった場合には更なる保全措置を検討していけるよう、最新の知見の収集に努めてまいります。
2	②準備書 720page オオタカなどの猛禽類が観測されています。準絶滅危惧種を保護の対象として下さい。バードストライクを前もって具体的に予防対策して下さい。ブレード先端は時速 200km を超えどのような材料であっても凶器です。ブレードの直径 130m として、13 基で約 170ha の面積を通過する鳥が犠牲になります。自然にやさしい自然エネルギーでなく足元には鳥の死屍累々の塔になります。動体センサーはかなり進んでいますので、回転数を下げたり停止することにより他の事故も防げると思います。風速センサーと同様に制御対象として下さい。	オオタカを含む猛禽類への本事業による影響について、調査、予測及び評価の結果、影響は低減されているものと考えております。しかし、バードストライクの発生の可能性は不確実性を伴っていることから、運転開始後、バードストライクの有無を確認する等の事後調査を適切に実施することとしており、その結果を踏まえ、追加の環境保全措置を検討いたします。
3	③要約書 14page 切土・盛り土部に植生シートの貼り付け種子吹付けを行うとありますが、今回伐採した木材 11t が 20 年後の将来現況復帰時に樹木として在るよう植林をして下さい。切土盛り土の保護になりますし、将来の理想の森林地区にできるだろう植林の施策を入れて下さい。	本事業の設計に際しては、引き続き伐採範囲を極力小さくするように努めます。なお、牧場地については、地権者様とご相談のうえ、放牧等への影響も考慮しながら検討いたします。
4	④要約書 36page 表 4-1 環境影響評価の項目の選定に施設の稼働の水質検査が入っていません。元々水が綺麗で大量にある地域です。また台風などの災害が多い地域です。排水の設計がうまく行っているかどうか継続的に確認する必要があります。	排水は濁水対策によって適切に周辺土壌へ自然浸透させる計画としており、本準備書においても沈砂池排水口から流出した排水が直接河川へ到達することはないとの予測となっておりますので、濁水による水質への影響は十分回避・低減できるものと考えております。 風力発電施設の排水設計については、雨水が一か所に集中しないよう分散排水を実施し土砂災害を誘発しないことを大前提といたします。また、風車ヤードや道路等の設計に当たっては、裸地を残さず法面保護や緑化を行い、併せて沈砂池の設置による濁水対策や、ふとん籠及び土砂流出防止柵等による土砂流出防止対策を実施する計画とし、工事中及び運転開始後も機能が維持されるよう、管理・点検を継続的に実施いたします。

表 2-1(2)　環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
5	土砂災害の恐れ、重要な自然環境のまとまりの場を分断する恐れ、景観悪化及び風車後流による住環境悪化の恐れ、生態系錯乱の恐れがあることから本事業の撤回を求めます。 ■崩壊土砂流出危険地区 風車ヤード及び道路等を設けるために改変される場所は大部分が崩壊土砂流出危険地区です[図3.2-18]。熊本県の山地災害危険地区マップによれば、3段階のうち最も危険度の高い危険度 A に判定されています1)。その中でも以下の場所は傾斜角 30°を超える急傾斜地を改変しており、特に危険と考えます。 ・風車#8から風車#10に至る新設道路 ・風車ヤード#8の切土 ・風車ヤード#10の切土 ・風車ヤード#12の盛土 ・風車ヤード#13の盛土、切土 球磨村では令和 2 年 7 月の豪雨により多くの林道が崩壊し、土石流を起こしました。近年の豪雨の頻度を考えれば、本事業による土地の改変は、土砂災害の素因を作る行為であると考えます。 1)熊本県　山地災害危険地区マップ http://sabo.kiken.pref.kumamoto.jp/website/chisan/	事業者においても、球磨村地域が経験した令和2年7月豪雨災害については当然認識し、よって本事業を通じた災害リスク、災害対策については、今後も地元行政と密接に協議・連携をした上で、事業・工事計画に反映させていきます。 風力発電施設の設計に際しては、ご指摘の急傾斜地を含めて本事業の工事を起因とする災害が発生しないよう十分対策をすることを大前提とし、環境影響評価手続きとは別途行う熊本県の手続きにおいて協議を行い、指導内容を反映しながら許可を受ける必要があります。 本事業における風力発電施設の排水設計については、降雨時に雨水が一か所に集中しないよう分散排水を実施する計画としております。また、風車ヤードや道路等の設計に当たっては、裸地を残さず法面保護や緑化を行い、併せて沈砂池の設置による濁水対策や、ふとん籠及び土砂流出防止柵等による土砂流出防止対策を実施する計画とし、工事中及び運転開始後も機能が維持されるよう、管理・点検を継続的に実施いたします。
6	■重要な自然環境のまとまりの場 対象事業実施区域は、譲葉鳥獣保護区となっており、大関山と国見山を結ぶ稜線を中心とする保安林と連結して、生態系ネットワークを構成しています[図3.1-39]。生態系を構成する野生生物が、その種を適切に後世に継承していくためには、生態系自体が適度な広がりを持ち、なおかつ他の生態系と適度に近接あるいは連続している必要があります。この地に風車を設置することは生態系の分断につながると考えます。	本事業の環境影響評価においては、対象事業実施区域及びその周囲において現地調査を実施し、事業実施による生態系（上位性注目種：クマタカ、典型性注目種：草地性鳥類及びカラ類）への影響を予測及び評価いたしました。その結果を踏まえ、造成面積の最小化や土砂流出対策等の環境保全措置を適切に講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減できるものと考えております。なお、猛禽類（クマタカ）については、実際の稼働後の生息状況について把握するため事後調査を実施することとしております。その結果及び専門家の指導や助言を得て、状況に応じた順応的管理を行う方針です。
7	■風車後流（wake） 風車後流とは、風車後方の気流のことです。一般に風車前方の一定の気流に対して、風車後方では乱流が発生します。風車後方で発生する乱流の視覚的なイメージは、Horns rev 1 offshore wind farm で撮影された写真が有名です。この写真は、海上に発生した霧が風車後方で乱れている様子を見事に捉えています。検索エンジンで horns rev wake をキーワードに検索すれば見ることができます。当時の気象状況等から発生メカニズムを調査した論文も発表されています 2)。 また、風車後流のコンピュータシミュレーションは Youtube で wind turbine wake で検索すれば見ることができます。 風車後流に関しては、風下の風車に対して発電量低下や疲労加重の増加をもたらすことから、風車の設置間隔を最適にするための研究が多くなされています。それらの研究によれば、風車間隔は一般に主流方向に 10D、横方向に 3D が望ましいとされています（D:ローター直径）[例えば 3]]。それでは、人間や動物に対する影響はどうなのでしょうか。乱流が発生するということは、風車後方では複雑な気圧の変化が存在するはずです。この方面の研究はまだ十分になされていない	風力発電機の設置エリアから 2km の範囲に位置する住宅等の戸数分布については、「第4章　4.3　4.3.1　騒音及び超低周波音」の表 4.3-3 及び図 4.3-2 に記載しております。 風車後流が動物相に与える影響について、ご指摘のとおり確立された予測及び評価の手法は現時点ではないものと認識しております。準備書では、対象事業実施区域及びその周囲の生態系について、上位性注目種としてクマタカ、典型性注目種として草地性鳥類及びカラ類を選定し、それらへの影響を「生息環境」や「餌資源」等の観点で予測及び評価いたしました。その結果を踏まえ、造成面積の最小化や土砂流出対策等の環境保全措置を適切に講じることにより、本事業による影響を可能な限り回避又は低減できるものと考えております。なお、猛禽類（クマタカ）については、実際の稼働後の生息状況について把握するため事後調査を実施することとしております。その結果及び専門家の指導や助言を得て、状況に応じた順応的管理を行う方針です。 健康被害等のご意見を頂戴した場合は、個別に状況の把握を目的とした調査やヒアリングをさせていただいたうえで、本事業に起因するものであると考えら

<table>
<tr><th>No.</th><th>意見の概要</th><th>事業者の見解</th></tr>
<tr><td></td><td>ようです。本事業の風車のローター直径（D）は 130m です[図 2.2-10]。従って風車から 2km の範囲は風車後流の影響を強く受けると考えます。
風車から最寄りの住宅等までの最短距離は 800m とされています[p3.2-18]。風車から 2km 以内には多くの住居が存在します。風車から 2km 以内の住居の戸数を 100m 毎に記載してください。
風車後流が動物相に与える影響についての知見の蓄積は不十分であり、精度の高いモデルが存在しません。現行の環境影響評価制度では、風車後流が動物相に与える影響を評価していません。この場所に風車を配置すれば、生態系を攪乱する可能性が非常に高いと考えます。

2)”Wind Farm Wake: The Horns Rev Photo Case”, Charlotte Bay Hasager, Leif Rasmussen, Alfredo Peña, Leo E. Jensen and Pierre-Elouan Réthoré, https://www.researchgate.net/publication/236011431_Wind_Farm_Wake_The_Horns_Rev_Photo_Case
3)「港湾における風力発電について―港湾の管理運営との共生のためのマニュアル―ver.1」平成 24 年 6 月 国土交通省港湾局 環境省地球環境国
https://www.mlit.go.jp/common/000216101.pdf</td><td>れる場合には、必要に応じて専門家等の意見も踏まえながら検討し、個別に対策を講じます。</td></tr>
<tr><td>8</td><td>■景観
風車が稜線に配置される場合は、垂直視野角ではなく、仰角を考慮すべきと考えます。仰角を合わせて記載してください。例えば、岳本地区から見た垂直視野角は以下の通りです。
<table>
<tr><td>風車</td><td>ブレード先端の垂直視野角</td></tr>
<tr><td>#10</td><td>26.9°</td></tr>
<tr><td>#11</td><td>26.5°</td></tr>
</table>
岳本地区からの最大視野角は 7.2° とされています[表 10.1.7-3]。しかし、実際にはブレードの先端は水平に対して 26° 以上のところを通過します。しかもこの 2 つの風車はブレードの描く円盤全体が見えるはずです。従って、視野角 7.2° で見え方を評価するのは過小評価であると考えます。また、岳本地区からフォトモンタージュが 3 方向に分けて示されているため、視認できる風車群全体の水平視野角がわかりません[図 10..1.7-3 (6-1～6.3)]。追加して記載してください。
さらに、「景観対策ガイドライン（案）」は、鉄塔の基準（UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会昭和 56 年）を流用したものであり、実際の視覚的効果を過小評価するものです。風車の場合、ブレードが描く円盤の大きさ、回転の視覚的効果、風車群のクラスターとしての視覚的効果が支配的です。見込み角や仰角を判断基準とする評価は誤った予測結果に繋がります。風車の見え方に対するより合理的な評価基準ができるまでの間、VR（Virtual Reality）技術等を用いたより直感的な調査結果を提示するよう求めます。

以上</td><td>ご意見いただきました仰角につきましては、丘の上に風車が建つような場合、丘の高さと合わせた高さを言う角度となりますが、丘による圧迫感は事業により生じるものとは言い難いため、事業による影響を評価するために、垂直視野角をお示しております。また、フォトモンタージュによる予測結果をお示しすることで、住民の皆様に直感的にイメージいただけるよう努めております。
なお、岳本地区のフォトモンタージュにつきましては、ご意見を踏まえ評価書において、広角のフォトモンタージュもお示しいたします。
評価につきましては、既設の風力発電機を対象に実験を行った「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）」の「環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握 1）」（平成 29 年）による知見もお示した上で実施しており、現時点における景観の評価手法としては適切であると考えております。
なお、VR 等を含め、引き続き最新の知見の収集に努め、適切な予測手法が確立された際には、住民説明会等の場を通じてお示しする方針としております。</td></tr>
</table>

［別紙 1］

○日刊新聞紙による公告

・熊本日日新聞（令和 7 年 7 月 24 日（木））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)球磨村風力発電事業環境影響評価準備書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称　のぞみエナジー株式会社
代表者の氏名　代表取締役　ミジャン・ルアーノ・ホセ・アントニオ
事務所の所在地　東京都港区芝五丁目二十九番十九号 PMO田町Ⅳ八階
事業者の名称　球磨風力発電合同会社
代表者の氏名　代表社員　のぞみエナジー株式会社
職務執行者　ミジャン・ルアーノ・ホセ・アントニオ
事務所の所在地　熊本県球磨郡球磨村一勝地四二一〇番地五

二、事業の名称　(仮称)球磨村風力発電事業
種類　風力発電所設置事業
規模　発電設備出力　最大五万五千九百キロワット

三、対象事業実施区域　熊本県球磨郡球磨村、葦北郡芦北町の行政界周辺

四、関係地域の範囲　熊本県球磨郡球磨村、葦北郡芦北町

五、縦覧の場所・時間　熊本県庁行政棟本館一階　情報プラザ、球磨村役場二階ロビー、芦北町役場本庁舎
※各施設の開庁日および開庁時間に準ずる。
電子縦覧　https://nozomi-energy.com/news/20250724
期間　令和七年七月二十四日(木)から令和七年八月二十五日(月)まで

六、意見書の提出　環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱(熊本県庁を除く)にご投函くださるか、令和七年九月八日(月)までに左記の問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所
一、大野地区構造改善センター
(熊本県葦北郡芦北町大野五十一番地一)
開催日時　令和七年八月八日(金)午後六時より
二、石の交流館やまなみ
(熊本県球磨郡球磨村一勝地乙二十二番地四)
開催日時　令和七年八月九日(土)午前十時より

八、問い合わせ先　のぞみエナジー株式会社
〒一〇八-〇〇一四　東京都港区芝五丁目二十九番十九号
PMO田町Ⅳ八階
電話　〇三(四五一〇)二九八〇
(土・日・祝日を除く九時半から十八時まで。)

［別紙 2］

○地方公共団体の公報及び広報誌による「お知らせ」

・熊本県公報（定期第 13452 号 告示、公告、登載依頼）

公告

環境影響評価法（平成９年法律第８１号。以下「法」という。）第１４条第１項の規定により作成した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、同法第１６条の規定により一般の意見を求めるので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

また、同法第１７条第１項の規定により開催する準備書の記載事項を周知するための説明会（以下「説明会」という。）を開催するので、同条第２項の規定により、次のとおり公告する。

令和７年（２０２５年）７月２２日（火）

のぞみエナジー株式会社　代表取締役　ミジャン・ルアーノ・ホセ・アントニオ
球磨風力発電合同会社　　代表社員　のぞみエナジー株式会社
職務執行者　ミジャン・ルアーノ・ホセ・アントニオ

１　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
（１）ア　名称　のぞみエナジー株式会社
イ　代表者の氏名　代表取締役　ミジャン・ルアーノ・ホセ・アントニオ
ウ　主たる事務所の所在地　東京都港区芝５丁目２９番１９号ＰＭＯ田町Ⅳ８階
（２）ア　名称　球磨風力発電合同会社
イ　代表者の氏名　代表社員　のぞみエナジー株式会社
職務執行者　ミジャン・ルアーノ・ホセ・アントニオ
ウ　主たる事務所の所在地　熊本県球磨郡球磨村一勝地４２０番地５

２　対象事業の名称、種類及び規模
（１）名称　（仮称）球磨村風力発電事業
（２）種類　風力発電所設置事業（陸上）
（３）規模　風力発電所の設備の出力：最大５５，９００ｋｗ
風力発電機の基数：最大１３基（単機出力：最大４，３００ｋｗ）

３　対象事業実施想定区域の位置
熊本県球磨郡球磨村及び葦北郡芦北町

４　準備書の縦覧の場所、期間及び時間
（１）場所
ア　熊本県庁　行政棟本館１階情報プラザ
イ　球磨村役場　２階ロビー
ウ　芦北町役場　本庁舎
（２）期間　令和７年（２０２５年）７月２４日（木）から令和７年（２０２５年）８月２５日（月）まで（ただし、土日・祝日を除く。）
（３）時間　午前８時３０分から午後５時１５分まで（開庁時間に準ずる。）
（４）電子縦覧　ｈｔｔｐｓ：／／ｎｏｚｏｍｉ－ｅｎｅｒｇｙ．ｃｏｍ／ｎｅｗｓ／２０２５０７２４

５　意見書の提出
準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に提出することができる。

６　意見書の提出期限及び提出方法その他意見書の提出に必要な事項
（１）提出期限　令和７年（２０２５年）９月８日（月）（当日消印有効）
（２）提出方法　縦覧場所（熊本県庁を除く）に備え付けの意見書箱への投函、または問い合わせ先への郵送
（３）意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
ア　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
イ　意見書の提出の対象である準備書の名称
ウ　準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）

７　説明会の開催を予定する日時及び場所
（１）日時：令和７年（２０２５年）８月８日（金）午後６時から
場所：大野地区構造改善センター（熊本県葦北郡芦北町大野５１番地１）
（２）日時：令和７年（２０２５年）８月９日（土）午前１０時から
場所：石の交流館やまなみ（熊本県球磨郡球磨村一勝地乙２２番地４）

８　問い合わせ先
〒１０８－００１４
東京都港区芝５丁目２９番１９号ＰＭＯ田町Ⅳ８階
のぞみエナジー株式会社　風力事業部
電話　０３－４５１０－２９８０（土日・祝日を除く午前９時半から午後６時まで）

・広報くまむら（令和７年８月号）

生活関連情報の窓口

戸籍の窓

令和７年６月届け出分（敬称略）

▼お悔やみ申し上げます

氏名	年齢	地区
大瀬　栄子	74歳	大瀬
日隠　クミ	106歳	日隠
永椎　トミ子	87歳	永椎

人口・世帯の動き（7月1日現在）

人　口		前月比
世帯数(戸)	1,179	-1
人　口(人)	2,594	-4
男　性(人)	1,246	-2
女　性(人)	1,348	-2
高齢化率(%)		51.5

村税などの納期

8月の納期

- ○ 村県民税（住民税）第２期
- ○ 国民健康保険税 第５期
- ○ 後期高齢者医療保険料 第５期
- ○ 介護保険料 第５期

納期限　9月1日(月)

お知らせ

マイナンバーカード休日窓口

予約制によるマイナンバーカード休日窓口を行います。申請に関する相談も受け付けます。直前の木曜日までにご予約ください。受け取りの際は、事前に送付したはがきをよく読んでいただき、必要書類をご持参ください。

期日　8月31日(日)
時間　午前9時～正午
場所　役場2階　税務住民課
問い合わせ　税務住民課　住民保険係
☎(32)1113

球磨村風力発電事業についての説明会を開催します

球磨村と芦北町で計画している風力発電事業について、「環境影響評価準備書」の公開と、説明会を実施します。

（公開展示）
期日　8月25日(月)まで
時間　午前8時30分～午後5時15分
場所　役場2階ロビー
（住民説明会）
日時　8月9日(土)　午前10時～
場所　石の交流館やまなみ
問い合わせ　のぞみエナジー株式会社
☎03(4510)2980

ミニ広報紙について

これまで、交番や駐在所で毎月発行していたミニ広報紙を熊本県警察のホームページに掲載しています。二次元コードを読み取りご覧ください。

問い合わせ　人吉警察署　地域課
☎(24)4110

人吉警察署HP
QRコード

絵本作家「長谷川義史」さんによる絵本ライブを開催します

絵本作家「長谷川義史（はせがわよしふみ）」さんが渡保育園にやってきます。読み聞かせやウクレレでの弾き語りなどを実施します。ぜひお越しください。

期日　8月23日(土)
時間　受付　午前9時30分～
講演　午前10時～午前11時40分
場所　渡保育園　※参加費無料
問い合わせ　渡保育園
☎(33)0125

大型バスが三ケ浦地区を通行します

九州産交ツーリズム株式会社による人吉・球磨観光バスツアーが実施され、松谷棚田と田舎の体験交流館さんがうらを訪れます。それに伴い、大型バスが地域を往来します。みなさんのご理解とご協力をよろしくお願いします。

ツアー実施日
8月　8日(金)・17日(日)・22日(金)・23日(土)・29日(金)・30日(土)
9月　7日(日)・14日(日)・20日(土)・27日(土)
10月　5日(日)・13日(月)・18日(土)・25日(土)
通行時間帯　午前10時～午後1時
※詳しくは、九州産交ツーリズム株式会社のホームページをご覧ください。
問い合わせ　復興推進課　商工観光係
☎(32)1114

［別紙 4］

〇新聞折込チラシによるお知らせ（令和 7 年 7 月 24 日付）

環境影響評価法に基づく「(仮称)球磨村風力発電事業 環境影響評価準備書」説明会開催のお知らせ

球磨村と芦北町の行政界周辺で計画している風力発電事業について、環境影響評価のための現地調査、予測・評価の結果をまとめた「環境影響評価準備書」の説明会を開催いたします。

住民説明会（各回２時間程度）

令和７年８月８日（金）午後６時～

大野地区構造改善センター　（葦北郡芦北町大野５１-１）

令和７年８月９日（土）午前１０時～

石の交流館やまなみ　（球磨郡球磨村一勝地乙２２-４）

※一勝地温泉かわせみ横になります。

「（仮称）球磨村風力発電事業 環境影響評価準備書」については、下記のとおり縦覧を実施しております。

縦覧期間	令和7年7月24日（木）～ 8月25日（月）
縦覧の場所・時間	・熊本県庁　行政棟本館1階 情報プラザ ・球磨村役場　2階ロビー ・芦北町役場　本庁舎　※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
電子縦覧	https://nozomi-energy.com/news/20250724
意見書の提出	環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧の場所に備え付けております意見書箱（熊本県庁を除く）にご投函くださるか、**令和7年9月8日（月）まで**に、問い合わせ先へ郵送ください（当日消印有効）。

問い合わせ先　のぞみエナジー株式会社

〒108-0014 東京都港区芝5-29-19　TEL：03-4510-2980（土・日・祝日を除く9時半から18時まで）

[別紙 5-1]

○インターネットによる「お知らせ」

・のぞみエナジー株式会社　ホームページ

Nozomi Energy

HOME ＞ （仮称）球磨村風力発電事業に係る環境影響評価準備書の公表、縦覧について

（仮称）球磨村風力発電事業に係る環境影響評価準備書の公表、縦覧について

令和7年7月24日
のぞみエナジー株式会社
球磨風力発電合同会社

当社は、令和7年7月23日付で環境影響評価法及び電気事業法に基づき、「（仮称）球磨村風力発電事業　環境影響評価準備書」（以下、準備書）及び準備書を要約した書類（以下、要約書）を経済産業大臣へ届出、熊本県、球磨村、芦北町へ送付いたしました。準備書及び要約書について、以下のとおり公表・縦覧し、説明会を開催いたします。

準備書の縦覧について

縦覧場所：

・熊本県庁行政棟本館1階　情報プラザ
・球磨村役場2階ロビー
・芦北町役場本庁舎

縦覧期間：

令和7年7月24日（木）から令和7年8月25日（月）まで※各施設の開庁日および開庁時間に準ずる。
インターネットによる公表：当ページにて電子縦覧（https://nozomi-energy.com/news/20250724）

準備書説明会を開催する日時及び場所

準備書説明会を以下の日程で開催します。

1. 大野地区構造改善センター（熊本県葦北郡芦北町大野51番地1）
　　開催日時　令和7年8月8日（金）午後6時より
2. 石の交流館やまなみ（熊本県球磨郡球磨村一勝地乙22番地4）
　　開催日時　令和7年8月9日（土）午前10時より

意見書の提出について

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱（熊本県庁を除く）にご投函くださるか、令和7年9月8日（月）までに下記の問い合わせ先へ郵送ください（当日消印有効）。

郵送の場合：
宛先：〒108-0014　東京都港区芝5丁目29番19号PMO田町Ⅳ 8階
のぞみエナジー株式会社　風力事業部

意見書用紙はこちらからダウンロードしてください。

記載事項：
・氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
・環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からのご意見（日本語により、ご意見の理由を含めて記載してください。）

お問合せ

〒108-0014　東京都港区芝5丁目29番19号PMO田町Ⅳ 8階 のぞみエナジー株式会社　風力事業部
電話番号　03-4510-2980（担当：外山）（土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

準備書

- PDF 表紙と目次
- PDF 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- PDF 第2章 対象事業の目的及び内容
- PDF 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
- PDF 第4章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果
- PDF 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- PDF 第6章 方法書についての意見と事業者の見解

第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告
第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言
第10.1.1章 環境影響評価の結果_大気環境
第10.1.2章 環境影響評価の結果_水環境
第10.1.3章 環境影響評価の結果_その他の環境
第10.1.4章 環境影響評価の結果_動物(1)
第10.1.4章 環境影響評価の結果_動物(2)
第10.1.5章 環境影響評価の結果_植物
第10.1.6章 環境影響評価の結果_生態系
第10.1.7章 環境影響評価の結果_景観
第10.1.8章 環境影響評価の結果_人と自然と触れ合いの活動の場
第10.1.9章 環境影響評価の結果_廃棄物等
第10.2章 環境の保全のための措置
第10.3章 事後調査
第10.4章 環境の影響の総合的な評価
第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
第12章 その他環境省令で定める事項
資料編
要約書

・準備書の印刷及びダウンロードはできません。また、準備書の著作権は事業者等が所有しています。

以上

・熊本県のウェブサイト

(仮称)球磨村風力発電事業

印刷　文字を大きくして印刷　ページ番号:0051607　更新日:2025年7月24日更新

【(仮称)球磨村風力発電事業】

手続の状況		準備書手続き中
手続根拠		環境影響評価法
事業者		のぞみエナジー株式会社 球磨風力発電合同会社
事業の種類		風力発電所設置事業 (環境影響評価法施行令別表第1の5　ワ(第一種事業))
事業の規模		発電所出力　最大55,900 kw
事業実施区域		熊本県球磨郡球磨村、葦北郡芦北町の一部
配慮書	知事意見照会	令和2年(2020年)5月13日(水曜日)まで
	一般意見の募集及び公告縦覧	令和2年(2020年)5月14日(木曜日)から 令和2年(2020年)6月15日(月曜日)まで
	現地視察及び第1回審査会	(現地視察) 事業予定地の現地状況写真等の資料により代替 (審査会:書面審議により実施) 令和2年(2020年)6月1日(月曜日) ～令和2年(2020年)6月29日(月曜日) 議事概要(PDFファイル:108KB)
	知事意見	令和2年(2020年)7月13日(月曜日) 知事意見(PDFファイル:180KB)
方法書	公告縦覧	令和3年(2021年)1月15日(金曜日)から 令和3年(2021年)2月15日(月曜日)まで
	現地視察及び第1回審査会	(現地調査) 令和2年(2020年)12月10日(木曜日) (審査会:書面審議により実施) 令和3年(2021年)1月25日(月曜日) ～令和3年(2021年)3月15日(月曜日) 議事概要 (PDFファイル:136KB)
	知事意見	令和3年(2021年)6月15日(火曜日) 知事意見 (PDFファイル:173KB)
準備書	公告縦覧	令和7年(2025年)7月24日(木曜日)から 令和7年(2025年)8月25日(月曜日)まで 電子縦覧は事業者ホームページ<外部リンク><外部リンク>へ
	現地視察及び第1回審査会	-
	公聴会	-
	第2回審査会	-
	知事意見	-
評価書	公告縦覧	-

［別紙 7］

・意見記入用紙

「（仮称）球磨村風力発電事業　環境影響評価準備書」

ご意見記入用紙

「（仮称）球磨村風力発電事業　環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、下記送付先へご郵送ください。

○意見書の送付先　　〒108-0014　東京都港区芝 5-29-19　PMO 田町IV8 階
　　　　　　　　　　のぞみエナジー株式会社　風力事業部

○意見書の提出期限　令和 7 年 9 月 8 日（月）〔当日消印有効〕

意　見　書

令和 7 年　　月　　日

項　目	ご　記　入　欄
お　名　前 （法人その他の団体にあっては、法人名・団体名、代表者の氏名）	
ご　住　所 （法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）	〒
準備書についての環境の保全の見地からのご意見 （日本語により意見の理由を含めて記載してください。）	

注： 1．お名前、ご住所の記入をお願いします。
　　　なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。
　　2．この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をお使いください。